

新型コロナウイルス感染防止対策に関する通知

令和4年1月14日発出

ケイメイグループ新型コロナウイルス対策本部会議

コロナウイルス感染症対策に、ご理解とご協力をいただき深く感謝いたします。

現在、日本国内においてオミクロン株への感染が爆発的に増加しています。宮崎県も例外ではなく、1月

13日の感染者数の発表は100名程度と急激に増加し、感染拡大緊急警報が発令されました。

1月15日、16日は共通テスト、その後、中学・高校等の入学試験、大学・専門学校等の入学試験

も予定されています。

自分自身・家族・患者様・利用者様・地域の為に、職員の皆様のご協力をお願いします。

本通知は、感染状況により随時更新します。

【宮崎県の行動要請】変更あり

① 外出・移動の制限

- * 日常の買物、ワクチン接種、通院、通学、通勤などの生活に必要な外出は自粛対象以外
- ・ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛
- ・ 圏域外への不要不急の外出・移動の自粛（都城・北諸県圏域）

② 会食の制限

- ・ 一卓4名以内、2時間以内
- ・ 高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる方をお願いします

③ イベント開催における制限

④ 高齢者施設・障がい者施設等の対面での面会制限

（ガラス越しやオンラインでの面会を）

職員の皆様への要請は宮崎県の要請を基に作成しています。

*本通知は、コロナウイルスワクチン（2回目）を接種した職員にも適応されます。

職員の皆様におかれましては、マスク着用はもちろんですが、アルコール消毒液の携帯

など、高いレベルでの感染対策の徹底をお願いします。

*アルコール消毒液を携帯される場合は、車内に置かないでください。火災の危険があります。

マスクなしで会話をしない、職場の休憩室・更衣室など場面が切り替わった際の感染対策の徹底をお願いします。

また、各施設で、休憩室等への消毒液の設置等につき再点検をお願いします。

【感染者数による地域区分】

*** 1月14日現在 指定地区以外に分類される都道府県はありません。**

ケイメイグループにおいては、県外の区分を下記の通り**指定地域**として定義します。

指定地域① 人口10万人あたりの直近1週間の新規感染者が2.5人以上5人未満

指定地域② 人口10万人あたりの直近1週間の新規感染者が5人以上

下記サイト（人口10万人あたり感染者数）にて最新情報を確認ください。

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/#latest-weeks-card>

<https://www.asahi.com/special/corona/>

* 情報が最新のものは確認をお願いします。

*** 共通テスト後、小中高の入学試験、大学・専門学校等の入学試験も予定されています。**

県外で受験されるご家族がいる場合、付き添いで同行が必要な場合、各施設管理者に事前相談を必ずして下さい。

各施設の管理者におかれましては、特別の事情による県外移動ということで、移動時及び滞在・宿泊時の感染対策について指導をお願いしますとともに、帰宮時には適切な対応をお願いします。

入館・面会については、県外来訪者との接触歴、移動歴、濃厚接触者との接触の有無の確認もお願いします。

県内イベント等への参加についても、管理者に必ず事前相談をして下さい。

本通知に記載する、PCR検査には遺伝子検査（核酸増幅法）、抗原定量検査を含むものとします。

PCR検査以外の検査方法に関しましては、各管理者で精度情報の確認をお願いします。

*** 抗原定性検査は、本通知に含まれる検査方法には含まれません。**

I. 職員の移動に関すること

● やむを得ない事情で指定地域②に行った場合は、最低5日間の出勤停止とします。院長または施設長（以下管理者という）の判断により、PCR検査の実施をお願いします。PCR検査は来宮後5日経過時点で行ってください。

PCR検査陰性であった場合、管理者の判断により、勤務可能とします。

やむを得ない事情で指定地域①に行った場合は、本人の行動歴（接触者・会食等の有無など）から、管理者の判断により最低5日間の出勤停止または健康観察をお願いします。また、管理者の判断により、PCR検査の実施をお願いします。PCR検査は来宮後5日経過時点で行ってください。

PCR検査陰性であった場合、管理者の判断により、勤務可能とします。

日々更新される感染情報の確認継続をお願いします。また、自分の身を守る行動を今後も継続してお願いします。それが、家族・社会・患者様・職場を守る行動につながります。

指定地域以外の県外への移動につきましても、不要不急の場合は慎重な判断をお願いします。

やむを得ない事情で、県外へ移動が必要な場合には、上司への事前相談、管理者の許可が必要となります。

また、移動前に新型コロナウイルス接触アプリ、COCOAのインストールをお願いします。

* 自宅待機中に異常が出た場合、報道等で感染報告があった場所に、該当する日時に行った場合には、速やかに上司に報告して下さい。

II. 入院・入所者様、施設来訪者等に関すること

● 県外からの業者の来訪については、WEB会議等での対応を優先し、来訪の必要性及び許可に関しましては管理者の判断を仰いで下さい。

指定地域①②からの業者の来訪については、機器メンテ等やむを得ない場合を除き禁止とします。

やむを得ない事情で指定地域①②からの業者と接触する場合は、濃厚接触にならないよう配慮するとともに、接触方法を管理者に許可を得てください。必要があれば、管理者の判断において最低5日間の出勤停止として下さい。また、管理者の判断でPCR検査を接触後5日経過時点で行ってください。

PCR検査陰性であった場合、管理者の判断により、勤務可能とします。

* 来訪する業者が、来宮後PCR検査を受け陰性が確認されている場合は、接触した職員の出勤停止措置及びPCR検査の実施は管理者の判断とします。

その他県内外業者の入館は感染対策を厳密に行い、面談等の場合は施設の指定する場所で行ってください。

● 面会に関しましては原則禁止とし、職員の毎日の健康観察も継続をお願いします。

* 玄関等での患者様等来訪された方への健康チェックは、聞き取り体制以上の維持をお願いします。

* 面会されたご家族等で、後日感染もしくは濃厚接触となった場合には、速やかに連絡をもらえるよう要請をお願いします。

* 面会については、原則禁止としますが、特別の事情がある場合等については、管理者の判断で感染対策を厳重に行ったうえで可能とします。

● 入院患者様、入所者様の外泊及び外出は、原則禁止とします。

III. 職員の健康管理に関すること

* 対策本部会議として、少しの体調変化も見逃さず報告する体制の構築を要請します。

疑わしい場合にはPCR検査をお願いします。

● 毎日出社前に体温の計測し、ご自身の健康チェックを行ってください。

健康チェックで異常があった場合は、速やかに上司に報告し、出社の可否について判断を仰いでください。

* 退社後に異常があった場合も上司に報告して下さい。

- * 自宅で一時的な発熱や体調の不良があり、入社前の健康チェックでは解熱している場合、異常がなかった場合も必ず上司に報告し、出社の可否について判断を仰いでください。
- * 家族に発熱者が出た場合も必ず上司に報告して下さい。

IV. 同居家族または別居家族の移動・帰省に関すること

県外移動については事前相談を徹底してください。

- 同居する家族の県外移動出張において、移動中・移動先での感染対策の協力が得られている場合、家族帰宅後の職員の対応を下記の通りとします。

1. 指定地域以外への家族の移動出張については、家族帰宅後職員の出勤を許可します。ただし、家族が止むを得ず移動出張先で大人数での会食や接待を伴う飲食店への行動履歴があった場合は、家族帰宅後5日間の健康観察報告義務が発生します。また、管理者の判断でPCR検査の実施をお願いします。PCR検査は来宮後5日経過時点で行ってください。

2. 指定地域①への家族の移動出張については、家族帰宅後、健康観察報告義務を伴い職員の出勤を許可します。ただし、家族が止むを得ず移動出張先で大人数での会食や接待を伴う飲食店への行動履歴の報告があった場合は、家族帰宅後職員は最低5日間出勤停止とします。また、管理者の判断でPCR検査の実施をお願いします。PCR検査は来宮後5日経過時点で行ってください。

PCR検査陰性であった場合、管理者の判断により、勤務可能とします。

3. 指定地域②地域への家族移動出張については、家族帰宅後、最低5日間の出勤停止とします。管理者の判断により、PCR検査の実施をお願いします。PCR検査は来宮後5日経過時点で行ってください。

PCR検査陰性であった場合、管理者の判断により、勤務可能とします。

* 県外の感染状況を常に確認して頂きますようお願いいたします。

- 指定地域以外の県外から家族の帰省に関しては、下記条件を全て満たす場合に許可します。

- ① 帰省前の行動に関し感染対策遵守の協力が得られていること
- ② 帰省1週間前から、大人数での飲食や接待を伴う飲食店への行動歴がないこと、
- ③ 感染者との接触がないこと
- ④ 帰宮後、職員・職員家族及び帰省者の健康観察を行い、職員・職員家族及び帰省者の健康観察で異常が出た場合、濃厚接触となったことが判明した場合、報道等で感染報告があった場所に該当する時間に帰省者が行ったことが判明した場合には速やかに上司・管理者に報告すること
- ⑤ 管理者の許可を得ていること
- ⑥ 帰省してからの行動に関し、国・県が推奨する行動がとれ、自粛要請等にも応じることができること

- 指定地域①からの家族の帰省に関しては、下記条件を全て満たす場合に許可します。

- ① 上記①~⑥をすべて満たしていること
- ② 帰宮時または帰宮日前2日以内にPCR検査を受けること。

指定地域②からの家族の帰省につきましては、自粛の継続をお願いします。

指定地域②からの帰省者に、やむを得ない事情で接触した場合は、最低5日間の出勤停止として下さい。管理者の判断により、PCR検査の実施をお願いします。PCR検査は来宮後5日経過時点で行ってください。
PCR検査陰性であった場合、管理者の判断により、勤務可能とします。

V. 県内外出および外食に関すること

●感染が落ち着くまでの間、外食に関しましては自粛をお願いします。

* やむを得ない事情で県外へ移動された場合も、外食につきましては、自粛をお願いします。

●感染が落ち着くまでの間、不要不急の外出も自粛をお願いします。

●大規模小売店への入館、日用品等の買い物などの場合は、混雑時を避ける等、感染防止対策を厳重に行ってください。

* 外出の際のマスクについては不織布マスクの着用とし同伴者・家族も同様としてください。

VI. 最後に

● 本人または家族に症状がある場合には、速やかにその旨報告するとともに、安易に医療機関を受診せず、速やかに新型コロナウイルス感染症相談センターに相談して下さい。

(0985) 78-5670 土・日・祝日含む 24H対応

● 県外に移動された方との接触はできる限り自粛をお願いします。

● 改めてお願いします。感染対策を厳重に行ってください。

本要請は令和4年1月24日までとし、それ以降につきましては別途お知らせします。

また、感染状況及び国・県の対応を鑑み変更がありましたら随時お知らせします。

* 令和4年1月17日に本要請の妥当性を再度検討する予定です。

医療・福祉を中心としたサービスを提供していることを念頭に本要請をしています。

職員の皆様におかれましては、ご理解くださいますようお願いいたします。